

平成29年度第1回愛媛労働局公共調達監視委員会審議概要

日時 平成29年10月16日 13時30分～15時30分
場所 愛媛労働局 6階 第2会議室

1 委員

委員長 村上 宏之 (大学教授)
委員 村上 厚志 (税理士) (欠席)
委員 弘田 貴郎 (税理士)

2 審議対象期間及び件数

平成29年1月1日 ～ 平成29年6月30日 10件

3 概要等

別添「公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果」のとおり。

事務局より各審議案件について説明を行い、以下のとおり質疑応答がなされた。

質 疑 応 答

【 1-1 松山労働総合庁舎変電装置等更新工事請負契約 】

委員 契約業者の決定に関し、競争参加資格要件確認票で「経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者」の確認を競争参加資格確認通知書で行ったとあるが、どのように確認しているのか。

事務局 資格審査を行う際の申請書類に財務諸表が添付されており、経営状況は把握できる。資格確認がされているということは、経営状況においても問題はないと考えている。

【 3-28 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛媛県） 】

委員 総合評価で価格点と技術点とがあるが、どのように算出しているのか。

事務局 技術点については、3名（うち外部の有識者2名）が提案書技術審査票により採点し、3名の平均点で評価している。

委員 価格点は入札額が低くなると点数が上がるという理解でよいか。

事務局 そうである。

委員 価格点の算式は「 $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{満点点数}$ 」となっているが、最低入札価格があるため、満点はないという理解でよいか。極端な話で1円で入札しようと思っても、最低入札価格があるため、満点はないと思うが。

事務局 理論的には、最低入札価格を設定していない案件について1円で入札した場合は、価格点が満点というケースはあり得る。

委員 そうすると技術的な面は低くても、価格を思いっきり下げて入札すれば落札するということもあり得るのか。

事務局 そうである。
ただ、今回の審議対象となっている案件は、最低入札価格を設定しており、価格だけではなく、契約の履行に関連する技術的な面とのバランスを求めている。

委員 なかなか難しいですね。価格点と技術点の割合は1対2となっている。

事務局 この基準は厚生労働省から示されているものであるが、この基準に基づき総合評価を行っている。

【 3-25 平成29年度日用品類等売買契約 】

委員 1年間の各物品の使用量をあらかじめ決めているのか。

事務局 仕様書中の数量は過去の実績に基づく見込みの数量である。入札については、仕様書に示した各物品の単価を求め、単価×見込み数量の総額で行うが、数量を約束するものではない。

委員 そうなると落札額は確定した金額ではなく、実際に使用した数量により落札額と支払額が異なるということか。

事務局 そうである。
予定数量より実際の使用量が多ければ、支払額は落札額より大きくなる。

委員 発注した物品は年度内に消費するのか。ストックなどはないのか。

事務局 現実的には発注分すべてを年度内に使い切るということは難しい。トイレットペーパーや洗剤など、物品によっては一定の在庫が必要なものもあるが、大量の在庫は置いていない。
四半期ごとに必要な物品を必要な数量だけ発注するようにしている。

委員 使用量は把握しているのか。

事務局 当然、把握している。
所要数調査の際に過去の実績と照合するなど、無駄な発注が行われないようにしており、また、使用実績が次年度以降の使用見込み数量の算定根拠となる。

【 3-31 平成29年度地域若者サポートステーション事業委託契約（東予） 】

【 4-18 平成29年度地域若者サポートステーション事業委託契約（愛媛県） 】

委員 4-18は不落随契ということだが。

事務局 3回入札を行ったが、3回目の入札でも予定価格を上回っており、不落札となった。

委員 入札参加者が1者だったので随意契約の申出を行ったということか。

事務局 そうである。
随意契約の申出を行ったところ、予定価格を下回る金額の提示があった。

委員 この案件は昨年度もあったのか。

事務局 昨年もあった案件である。
ただ、昨年は入札ではなく、企画競争で契約業者を決定した。

- 委員 話は変わるが、東京都では1者しか入札参加がなければ入札とは認めず、複数参加があるまで入札を継続するが、国ではそのような方法はとっていないのか。
- 事務局 1者入札については、本省からも解消するようにと指示を受けているが、委託事業については事業に要した経費しか認められず、利益の部分が考慮されないため、参加が少ない傾向にある。
- 委員 東京都のような方式ではいつまでたっても契約業者が決まらないということか。
- 事務局 そうである。複数の参加があればと思うが。
- 委員 東京都のようにやっていると、いつまでたっても契約できないということになるので、国の方針に従ってやっているということであれば、問題ないと思う。
- 委員 去年は企画競争ということだが、今年入札となった理由は。
- 事務局 本省も競争入札でという考えはあるようだが、新規の委託事業でいきなり競争入札というのはノウハウがないため難しい。最初は企画競争で随意契約を行い、次年度は総合評価方式の入札、最終的には価格での一般競争入札というように、仕様書を作成できるだけのノウハウを積み上げていく方針であると聞いている。
- 委員 同じ内容の事業であるのに、3-31の東予地区は落札、4-18の愛媛県は不落随契となったのはどうしてか。
- 事務局 当然入札する側は予定価格を知らないわけであるが、サービス向上のため様々な事業を盛り込もう、技術点を高めようと考えていると思われる。もし、予定価格が漏れていけば、そのようなことは起こらないわけであり、ある意味公正な入札ができているものと考ええる。
- 委員 技術点を得るために様々盛り込もうとするから価格が高くなると考えているのか。
- 事務局 そうである。事業内容が少なくなれば技術点が低くなる。価格が低ければ価格点が上がるということになるが、そのバランスを考えるということはあると思う。
- 委員 技術点が高いものと入札額が低いものとどちらを優先するのか。
- 事務局 それこそ総合評価を採用する目的であり、どちらかが極端に高い、低いということではなく、内容も価格もバランスが取れているところと契約したいと考えている。委託事業の場合、価格点と技術点の割合が1対2であり、先ほど委員が指摘されたように価格点が満点ということはあり得ないので、今の方式だと価格点の割合は低くなる。価格が低いのはこちらとしてもありがたいが、それよりも事業が目的に沿って確実に履行されることが重要と考えており、その部分を技術点としてしっかりと見ている。優先すべきはこちらが求める事業を確実に履行できることであり、その中で価格が低ければなお良いというのが実際のところである。
- 委員 支払は事業がすべて終わってからになるのか。
- 事務局 精算払いである。
- 委員 これまでの契約はすべて契約金額に収まっているのか。
- 事務局 入札の段階でこれだけの事業をこれだけの価格で実施するという事なので、契約金額を超えることはない。仮に超えたとしても、契約金額を超える部分を支払うことはできない。

- 委員 事業が終わった後、支払前に報告等があると思うが、労働局としてどのような評価を行っているのか。
- 事務局 事業の途中においても契約者と連絡を取り、実施状況の確認をしている。事業終了後は事業結果報告書を提出させ、仕様書と事業結果報告書双方の内容の確認した上で文書で確認内容を回答している。
- 委員 難しい問題ではあるが、事業の受講者がどれだけ伸びたかという確認は行っているのか。将来的にはそういったことも評価の対象になってくるかもしれないので。
- 事務局 仕様書の中でセミナーの参加者数など数的な目標は定めているが、1年間の中では求職者数の動向など、様々な要因で変動することがある。
- 委員 労働局が求める水準までどれだけ受講者が伸びたかという評価を行っているか。
- 事務局 昨年度から何人増減したという数の比較はできるが、個々の伸びという中身の評価、要因分析はなかなか難しい。

【 4-19 生涯現役促進地域連携事業委託契約 】

- 委員 3年契約で年間約2000万円ということだが、内訳は管理費と事業費に分かれている。精算時は人件費など管理費の中まで見ているのか。
- 事務局 かなり詳細な報告書を求めており、その報告書を基に計算が合っているか確認したうえで支払をしている。
- 委員 事業費の中で首都圏打ち合わせ旅費という項目があるが、出張していなければ支払はしないのか。
- 事務局 使っているかどうかは報告書の時点ではわからないが、金額の計算方法が分かるものについては、精査を行っている。
また、必要に応じ監査を行うこととしており、その中で関係資料を求め、精算金額に問題がないか確認している。
さらに、仕様書を基に算定した予定経費で契約を締結するが、事業を行う中である経費が予定より多く掛かることはある。この場合は、経費区分の配分を変更できるという規定が契約書に盛り込まれている。
- 委員 この事業の目的は協議会を設置することにあるのか。
- 事務局 委託費を基に協議会を設置するとともに、高齢者ニーズと地域ニーズを結びつけるためのニーズ調査や各種セミナーなどの様々な事業を行うもの。
3年間の事業終了後も設置した協議会を存続させ、地域において自立・継続した運営を目指している。
- 委員 委託費以外の収入はないのか。
- 事務局 ありません。
- 委員 委託費がなくなったら成り立たないと思うが。
- 委員 文部科学省の事業でもそうだが、初めに予算でこういったものを作らせて、事業期間が終わった後も自立して運営しなさいというものはある。
- 委員 でも収入源がないですね。
- 委員 そこは補助金が出ている間に将来自立できるように、協賛企業からセミナーに参加する際に協力金を得るなどの工夫・努力を行っている。

事務局 協議会は一つの組織体ではなく、自治体を中心となって社会福祉協議会などと連携して設置する。仕様書の中には事業終了後いつまで存続するかまでは示していない。

委員 こういった事業はいわゆる仕組み作りで、将来的には協議会を通して自立し、地域ニーズに合った事業を進めることを目的としている。予算で補助を行うのはその足掛かりを作るためである。

